

市町村アカデミーの法務研修の展望

田中, 孝男
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://hdl.handle.net/2324/19850>

出版情報 : アカデミア. (85), 2008-03-01. 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)
バージョン :
権利関係 :



市町村アカデミーの法務研修の展望

九州大学大学院法学研究院准教授 田中 孝男



●市町村アカデミーでの法務関係研修とのご縁

法務に関する専門研修で、市町村アカデミー（以下「本校」という）には、随分とご縁がある。最初は、平成元年、札幌市職員時代に受講者として、「法令実務」の研修を受けた。20年近く前である。その後、平成13年、平成19年と、今度は、講師として政策法務に関する講義や事例研究を担当させていただいた。

さて、法務に関する研修は、全国各地で相当数行われているという調査もある。ただ、これからの分権改革時代、そして法制大改革時代に求められる市町村職員の法務能力向上の必要性を考えれば、市町村における職員への法務に関する研修は質量ともにまだ不十分であると思われる。その点で、全国の市町村職員に対して法務（法令実務・政策法務など）の専門的な研修科目を提供する本校の役割は、市町村職員の基幹的（旗艦的）研修機関として、これからも益々大きくなっていくものと思われる。

筆者は現在、研究者による公務員の法教育に関する比較研究の共同プロジェクトに参加しているが、この度、本校・調査研究部の皆様の協力を得て、本校における法務専門研修科目の実施状況とその内容の推移について、資料をいただいた。

そこで、この資料を参考にして、本校における20年間の法務専門研修科目の移り変わりを概観しながら、法務研修の将来像を展望してみよう。なお、以下では、専門実務研修課程と自治政策課題研修課程を区別せずに述べる。

●「法令実務」の量的充実と質的变化

法令実務担当者のための専門科目「法令実務」は、本校開設時から開講されている。昭和62年度は、3クラス・150人を定員としていた（以下の人数表記も、すべて定員ベース）。それが、昭和63年度からは、4クラス・200人規模となった。以後、しばらく200人規模が続いたが、平成13年度に3クラス・150人となっている。これは、同年度に、「入門・法令実務」という科目を新設し（後述）、「法令実務」は実務経験1年以上を対象としたことによる。だが、平成15年度から、「法令実務」のクラスは、再び4クラス・200

人規模に増やされて、今日に至っている。

本科目の日程は、土曜・日曜も含め10日間であり、これは、当初から変わっていないようである。内容は、法制執務、訴訟事務等に関する講義（19年度ベースで18時限～1時限は70分）と、条文化を行う条例の改正演習と立案演習である（同年度ベースで17時限）。なお、近年は、4クラスのうち2クラスには、一般コースと訟務コースの2つのコースが用意されている。そして、訟務コースでは、条例の改正演習に代えて裁判の流れや答弁書の書き方といった内容の科目が、訴訟事務関係者（自治体職員や弁護士など）によって提供されている。これは、市町村の組織にも、訟務を専門的に担当する職員が次第に配置されつつあることを反映させているものと思われる。

また、私見では、講義の中に「政策法務」をタイトルに含んだ講義科目が、地方分権改革期以降、設けられてきているように思われる。講師にも、内閣法制局や自治省・総務省に近い方を中心としつつも、それ以外の行政法学者あるいは事例紹介のための先駆的自治体の担当者が招かれているようである。

●「入門・法令実務」と「実践政策法務」の新設

先述のように、平成13年度からは、法令実務経験1年未満の職員を対象とした「入門・法令実務」が2クラス・100人規模で開設されて今日に至っている。4日間の日程で行われる本科目では、法令実務の概論的なことや基本的な行政法知識の講義（10時限）、条例の審査・改正の演習（7時限）が行われている。

さらに、平成14年度からは、法令実務経験2年以上、主に係長以上を対象とした「実践政策法務」が新たに加わった。この科目は、1クラス30人募集され、平成14年度と15年度は、4日間で講義が6時限、演習が10時限（14年度）～11時限（15年度）の内容であったが、平成16年度からは8日間、講義11時限・演習13時限に拡張されている。特にこの科目では、特定課題の条例立案演習のほかに、先駆的実例の自治体から事例報告を受けた条例についてさらに政策法務の点から検討するという事例研究演習というものが設けられている。これは、各自治体等が行っている「政策法務研修」でも参考にしたい科目編成である。なお、本

校のホームページに掲載されている平成20年度の研修予定科目によれば、本科目は「政策法務」と衣替えし、定員も50人に増やされている。

さて、このような法務関係専門科目の充実の結果、本校における当該科目の年間受講定員の合計は、本校開校当時(昭和62年度)の150人から、330人(平成19年度)と2倍超となった(平成20年度は350人になると思われる)。受講者数(定員ベース)も、平成19年度までの累計で延べ4930人に達している。法務関係専門科目は、まさに、本校の基幹科目の一つといえよう。

● 他の科目における

「法務」「政策法務」関係科目の増設

さらに、他の専門科目においても、法務関係科目(講義形式が多かろう)が増えていることを指摘しておく必要がある。まず、議会事務局職員を対象とする科目「議会事務」(平成19年度～10日間、3クラス・150人規模)にあっては、(平成8年度までは、市と町村を分けた科目だったが、いずれについても)平成元年度と平成5年度以降、「自治立法」ないし「政策形成と自治立法」の名称の講義科目が2時限設けられた。平成15年度はこの科目がないが、平成16年度以降は、若干の変動があるものの「地方議会と政策法務」というような形で「政策法務」という名称の科目が加わっている。

また、企画・政策系の科目である現在の「変革の時代の政策企画」(科目名称は少し変更あり。平成19年度～8日間、1クラス・50人)でも、政策法務に関する講義科目が、平成5年度以降、2時限設けられている(平成12・13年度は政策法務関連で2科目・計4時限あった)。

その他、(旧)助役・収入役・部課長が対象の「自治体の政策形成」という科目でも「政策法務入門」という科目が設定されていたり(平成6・7・9年度。1.5～2時限)、「研修事務」の科目で「分権の進展と政策法務研修」と題する科目が置かれていたりした(平成10・11年度)。

このように、第一次地方分権改革が具体化するころから、議会事務や企画事務に関する研修科目などで、自治体の法務ないし政策法務に関する科目が増えてきていることが、見て取れる。

● 法務研修の展望

それでは、本校における法務研修について、どのような展望があるだろうか。現在、本校において、今後の研修のあり方について見直しを進めていると聞くので、これは、極めて重要なテーマである。

今後の地方分権改革や、社会経済の変革に伴う法

■ 著者紹介 ■

田中 孝男 (たなか・たかお)

▷1963年北海道生まれ。1986年北海道大学法学部卒業後、札幌市役所入庁。市税の徴収現場、法規審査・訴訟事務、民間企業の経営計画策定・展開に関する長期派遣研修、市営交通事業の経営管理・料金制度管理、文部科学省所管の公益法人設立、市の組織管理、市の政策研究等の業務に従事する。2005年札幌市役所を退職し、九州大学大学院法学研究院助教授。現在、九州大学大学院法学研究院准教授。ほかに、2007年1月から中国山東大学法学院客員教授(至現在)、福岡県須恵町情報公開・個人情報保護審議会委員を務める。
▷著・編・共書に、木佐茂男・田中孝男編「自治体法務入門(第3版)」、田中孝男・木佐茂男共著「テキストブック自治体法務」、田中孝男著「条例づくりへの挑戦—ベンチマーキング手法を活用して」



制度の昨今の大改革を考えれば、「法に基づく行政」を旨とする自治体において、法務研修の重要性は増すことはあっても減ることはない。一方で、特に市町村では、厳しい財政状況の中で、研修予算の増加は難しく、むしろ研修が減少傾向にあるように見える。この不足を補うためにも、本校等の役割は極めて大きい。現在の研修規模は少なくとも維持されるだろうし、希望としては充実化させてほしい。また、本校の法務関係研修が、各地の法務研修のモデルないし、本校の法務関係研修受講者が各地域で実施する法務研修の企画実施の主体となるような仕組みを考えたいものである(北海道町村会法務支援室のような実例がある)。そのために、何らかの資格制度を創設させ、有資格者が市町村の法務部門に配される姿が理想だろう。

なお、喫緊のテーマとしてお願いしたいのは、平成20年度に予定される行政不服審査法等改正に向けた市町村の取組体制整備について、研修内容をシフトすることである。自治体の法令実務部門は、従来は、条例等の審査とせいぜい訴訟事務への対応で十分だったかもしれない。しかし、改正法で必要になる審査請求の審理に必置の「審理員」には、法令実務部門の職員が指名されることとなる可能性が高いし、設置義務が生じる全庁的な第三者機関の庶務も担うことが求められると思われる。国や都道府県のような大規模組織を参照し難しい小規模市町村にとって、実態に近い視点で対応策を企画・実施するための研修の場が、本校のような機関で、是非とも求められているのである(国や都道府県の機関による市町村への助言等も大切だが、全国の市町村職員がナマの交流をする本校での情報交換はより重要な役割を果たすだろう)。

■田中准教授には、平成19年11月の「実践政策法務」研修において『事例研究演習』の講義及び演習指導等をいただいております。